

JU 東京 書類規定

- ① 書類は成約後、必ず JU 東京書類送付書を添付し提出願います。
提出時間は 9:00~17:30 迄となります。

完備書類一式到着日時	支払日
月曜日（当日開催分のみ）AA 終了 1 時間	火曜日
火曜日 13 時迄	水曜日
水曜日 13 時迄	木曜日
木曜日 13 時迄	金曜日
土曜日 13 時迄	月曜日

- ※1 支払日が祝日の場合は、金融機関翌営業日となります。
※2 月曜日はオークション当日開催分の書類のみの対応となります。
前回開催分の書類の支払（土曜日 13 時以降～火曜日 13 時迄）
は水曜日となります。

- ② 書類提出期限はオークション開催日を含む 10 日（17:00 迄）です。
提出期限を過ぎたものについてはペナルティ 1 万円、1 日経過ごとに 2 千円
加算にて処理させていただきます。

※抹消出品車両で車両にナンバー付きで出品。成約後出品店にてナンバー外
し忘れの場合、ナンバー外し手数料5000円別途かかりますのでご注意ください。

- ③ オークション開催日を含め 21 日経過（21 日目が日曜日の為、翌月曜日 9:
00 の時点で経過したこととします）しても書類を提出しない場合は、落札店
のキャンセル申立を認めます。ペナルティ 10 万円+遅延ペナルティ+AA 経
費+JU 東京が認める諸経費にて処理させていただきます。
- ④ 書類の有効期限は事務局到着日から 1 ヶ月以上のあるものとなります。
但し、出品票名義変更期限欄に記載したものについては事務局到着日から 20
日以上書類有効期限とします。尚、記載日が 20 日を満たないものは名義
変更期限を足りない分延長致します。
書類期限の有効期限が足りないもので差替の効かないものは、落札店が承認
した場合は早期名義変更ペナルティ 1 万円にて承諾したものとします。
但し、承認後期限を失効した場合は通常差替ペナルティを適用します。
（特例書類の場合も同様にペナルティ 1 万円にて対応します）
- ⑤ 書類発送後、落札店は書類の不備・付属品の欠品が無いかを十二分に確認をお
願いいたします。不備・欠品・預託金額相違・身障者用途消費税返金請求の
申告は**書類発送日含む 7 日間**とします。
（但し、登録時発覚の印影違い、住所違い等は発送後 7 日間を適用しません）
書類不備は書類が出品店へ返送日含む 7 日以内に JU 東京へご提出願います。
8 日目よりペナルティ 1 万円、1 週間ごとに 1 万円加算処理させていただきます。

付属品の欠品は落札店の欠品申告日含む 7 日以内に JU 東京へご提出をお願いいたします。又は出品店からの申告にてクレーム欠品処理致します。

預託金額相違・身障者用途消費税返金請求は申告後、JU 東京にて確認後処理させていただきます。

- ⑥ ダブル移転（ディーラー会社合併を除く）、名義人死亡相続（共同相続）、法人解散等の書類の受付は致しません。必ず名義変更後の出品をお願い致します。

- ⑦ 事業用での車検付の出品は出来ません。自家用に変更後又は、抹消での出品でお願い致します。

- ⑧ 自動車税の還付委任状の対応は致しておりませんので、出品店にて保管をお願い致します。

尚、二次抹消での自動車税の返金は、抹消日より 1 週間以内に JU 東京に名義変更完了通知が到着分のみ対応させていただきます。

- ⑨ 車検証の FAX 依頼は入金確認後の対応となります。

- ⑩ リサイクル引取報告でのトラブル

落札店サイドにて JU 東京に書類到着前にリサイクルの引取報告をし、出品店に迷惑をかけた場合。（出品にて一時抹消が出来ない場合）

ペナルティ 3 万円+実費（登録代行料のみ）

引取り報告が取り下げられない場合は、出品店にて永久抹消処理をお願い致します。（落札店はいかなる場合でも重量税還付はありません）

又、永久抹消を確認する現在登録証明代 2,160 円は落札店に請求させていただきます。

出品店サイドにてリサイクルの引取報告がされていて、落札店にて名義変更処理が出来ない場合。

落札店の申告日より 7 日以内に引取り報告が解除出来ない場合はペナルティ 1 万円、以降 1 週間ごとに 1 万円加算処理させていただきます。

出品店が JU 東京から連絡した日を含む 1 ヶ月以内に状況回復出来ない場合、落札店はキャンセルすることが出来ます。

ペナルティ 10 万円+AA 経費+JU 東京が認める諸経費+実費となります。

- ⑪ 差押えにより抹消出来ない場合、又は、放置違反金滞納による車検拒否の場合、出品店は落札店申告より 7 日以内に解除をお願い致します。

落札店の申告日より 7 日以内に状況回復出来ない場合はペナルティ 1 万円、以降 1 週間ごとに 1 万円加算処理させていただきます。

出品店が JU 東京から連絡した日を含む 1 ヶ月以内に状況回復出来ない場合、落札店はキャンセルすることが出来ます。

- ⑫ 名義変更は、名義変更期限内に名義変更（移転登録または抹消登録）を

完了証明を名義変更期限+5日目17時以内に提出するものとします。
尚、提出なき場合は、現在登録証明にて完了とさせていただきます。(軽自動車は容易に現在登録証明が取得できない為除く)但し、現在登録証明代として、2000円+消費税を請求させていただきます。

名義変更期限を超過した場合は、ペナルティ 1 万円、以降 1 週間ごとに 1 万円を加算処理させていただきます。

軽自動車の名義変更が期限内に完了し、名義変更期限+5日目17時以内に完了通知が出来ない場合は、ペナルティ 1 万円となります。

※名義変更期限+5日、17時までには到着の不鮮明・写真は、未着とみなします。

㊦名義変更完了証明は登録事項等通知書では受付致しません。

- ⑬ 納税証明書の取り扱いは、成約書類を提出する際、AA開催の翌月末までに車検を迎える車両は、自動車税が完納されているものとします。

納税証明書が成約書類に添付されていない場合、落札店にて納税確認出来ない車両については納税証明書を請求することが出来ます。(必ずJU東京を介して申し出する)JU東京に落札店から申告時点でペナルティ 1 万円、以降 1 日経過ごとに 2 千円加算させていただきます。

又、車検がAA開催の翌月末以上で、納税証明書が成約書類に添付されていない場合、落札店にて納税確認出来ない車両については、車検満了日の前月から納税証明書を請求することが出来ます。(必ずJU東京を介して申し出する)JU東京から出品店へ請求した日より 7 日以内にJU東京へ提出なき場合、ペナルティ 1 万円、以降 1 日経過ごとに 2 千円加算させていただきます。

㊦車検時に自動車税の未納が発覚し車検が受けられない場合は、ペナルティ 1 万円、以降 1 日経過ごとに 2 千円加算させていただきます。

- ⑭ 落札店は車検付車両を落札した場合、自動車税相当額として、AA開催の翌月から年度末までをJU東京に預託するものとします。

又、3月開催のAAにて車検付車両を落札した場合は、翌年度分の自動車税相当額を預託するものとします。

軽自動車の名義変更保証金は 1 万円をお預かりいたします。但し、3月開催の軽自動車の保証金を一律 1 万 5 千円と致します。

尚、開催翌年度の名義変更の場合、自動車税相当額は落札店負担と致します。名義変更完了後、自動車税相当額及び名義変更保証金の返金処理をさせていただきます。

返金は第 2・第 4 の月曜日、AA計算書にて計上させて頂き月 2 回の対応です。

JU東京 即落・ワンプライスネット ご利用規約

当規約はJU東京における共同在庫業販サービス(通称:即落・ワンプライスネット)利用に関する細則を定める物であり、利用会員は下記規定を遵守するものとする。

第1条 利用及び利用制限

1. JU東京ポス登録会員は即落・ワンプライスネットを出品店として利用することが出来、当サービスにおける全ての取引は、現車会場でのネット取引と同様とみなしJU東京オークション規約を適用します。
2. JU東京ポス登録会員の資格を失効された場合は、同時に利用出来なくなります。

第2条 利用料金

1. 出品料(登録料) : 無料
成約料 : 15,000円/1台あたり(税別)
* 利用料金は諸事情により変更となる場合があります。

第3条 出品公開方法及び出品公開期間

1. 提携先(株)オートサーバーの運営するAS-NET上のサービス「ワンプライスネット」・(株)JUコーポレーションの運営するJU入札ネット上の「即落サポート」・(株)アイオークの運営するネットサービス上の「一発落札」・(株)シグマネットサービスの運営する「TC-webΣ」各サービスの会員限定に公開します。
2. 出品公開期間は下記の通りとし、以降は自動的に消去します。
月曜開催日全セリ終了後～土曜日15:00まで
* 消去後は次週のAAの再出品登録車両となります。

第4条 出品登録《対象:流れ車両・未搬出車両》

1. 出品登録を希望される出品店は、下記の手続きにて「ワンプライス価格(業販価格)」の登録をお願いします。
2. AA当日、流札後に会場POS端末またはJU東京会員専用サイト「JU東京.NET」即落・ワンプライス登録画面より「ワンプライス価格(業販価格)」を入力してください。
3. 一旦登録した内容の変更(価格等)はできますが、登録変更前に成約された場合は変更出来ません。
4. 即落・

ワンプライス出品中は店頭小売やその他のオークションでの販売は二重売りの

可能性が高くなりますのでご遠慮下さい。(二重売りに関するトラブルは、全て出品店責任とし、JU東京は一切責任を負いません。)

5. 出品中車輛の売買成立は、各ネットサービス会員店がウェブ画面上にて落札認証ボタンを押した時点とします。尚、出品店成約通知書またはAA計算書のFAXにて通知、もしくは電話にてご連絡致します。
6. 即落・ワンプライス出品の取り消しはできませんので十分にご確認の上ご出品ください。

第5条 キャンセル(出品店都合・落札店都合)

1. 出品店都合・落札店都合のキャンセルは、売買成立の翌日の正午までにJU東京へ申し出る事とします
《ペナルティ5万円+AA経費がかかります。》
2. 出品店都合のキャンセルの場合(売買成約の翌日の正午以降・書類不備等)
《ペナルティ10万円+AA経費+落札店のかかる費用(遺失利益は含まない)》

第6条 クレーム申告期限

* 即落・ワンプライスネット ご利用規約表示以外の規約は、JU東京 オークション規約に準ずることとします。

1. クレーム申告期限は成約決定日を含む5日間、17時までとします。
2. クレーム申告期限の延長は、成約決定日を含む3日間、17時までに延長の申告があるものとします。

* 延長申請にて地域によりお断りする場合があります。

* 原則として車両到着日の翌日正午までとなります。

第7条 車輛搬出期限

1. 搬出期限は成約日を含む4日間とします。
2. 搬出期限の延長は成約日を含む4日間、正午までに延長の申告がある場合は、成約日を含む6日間まで延長します。
* 延長以上の延長及び、延長申告のない車輛で搬出期間を過ぎた場合、1台あたり1週間毎に8,500円(出品料相当額)請求させていただきます。
3. 搬出時間は
月曜日 AA終了後～24時迄
火曜日～水曜日 9時～21時
木曜日 9時～18時
金曜日～日曜日 9時～17時
* JU東京が認めた場合はこの限りではありません。
4. 木曜日以降の成約車両は、次週のAA番号にて搬出となる場合がありますので、事務局までお問い合わせください。

第8条 精算と書類

1. ワンプライス成約のご精算については計算書にて計上いたします。
2. ワンプライス成約の書類は成約日に関わらず、翌週の水曜日17時までに必ずJU東京に提出して下さい。
* 遅延の場合は書類規定に準ずることとします。